

○総務省告示第百七十四号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

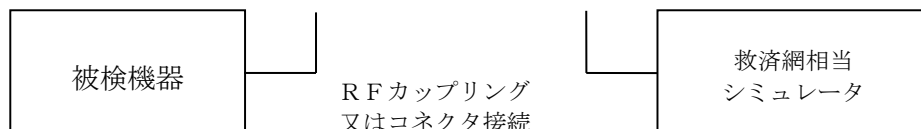
令和七年五月二十九日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

各 目 録	各 目 録
別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 [一～十二 略]	別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 [一～十二 同左]
十三 非常時事業者間ローミング機能	[新設]
1 自動接続	
(一) 測定用機器は、次のとおりとする。	
(1) 自網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する自網をいう。以下同じ。） 相当のLTE設備用シミュレータ（以下「自網相当シミュレータ」という。）	
(2) 救済網（端末設備等規則第三十二条の二十四の二に規定する救済網をいう。以下同じ。）相当のLTE設備用シミュレータ（以下「救済網相当シミュレータ」という。）	
(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。	
被検機器 RFカップリング 又はコネクタ接続 自網相当 シミュレータ 救済網相当 シミュレータ	
(三) 測定手順は、以下のとおりとする。	
(1) 自網相当シミュレータから自網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出し、救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。	
(2) 被検機器が自網相当シミュレータに接続することを確認する。	
(3) 自網相当シミュレータからの信号の送出を停止する。	
(4) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。	
(5) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。	
(6) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。	
2 認証を行わない緊急通報	
(一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。	

㉒ 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㉓ 測定手順は、以下のとおりとする。

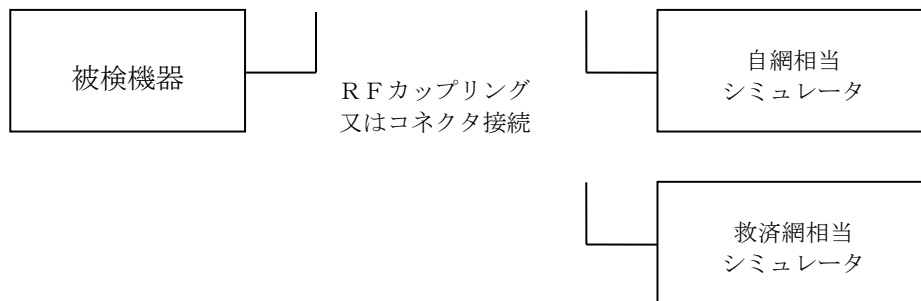
- ① 救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。
- ② 被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。
- ③ 救済網相当シミュレータから緊急時用の待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
- ④ 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
- ⑤ 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
- ⑥ 救済網相当シミュレータから応答メッセージを送出する。
- ⑦ 被検機器が電気通信番号規則別表第九号に規定するIMSIの情報を含む緊急通報を発信することを確認する。

3 救済網を利用した緊急通報を終了後に自網に接続する機能

㉔ 測定用機器は、次のとおりとする。

- ① 自網相当シミュレータ
- ② 救済網相当シミュレータ

㉕ 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



㉖ 測定手順は、以下のとおりとする。

- ① 自網相当シミュレータから自網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出す

る。

(2) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を不許可とする報知情報を含む信号を送出する。

(3) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続しないことを確認する。

(4) 救済網相当シミュレータから緊急時用の待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

(5) 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

(6) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

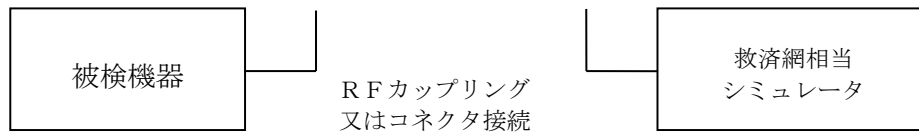
(7) 自網相当シミュレータから自網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出し、被検機器の緊急通報を終了する。

(8) 被検機器が自網相当シミュレータに接続することを確認する。

4 救済網名を表示する機能

(一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

(1) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

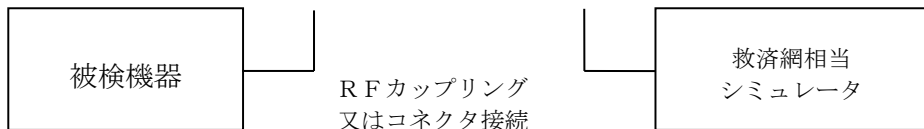
(2) 被検機器の映像面に救済網の事業者に対応した表示がされ、選択ができることを確認する。

(3) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続し、被検機器の映像面に救済網の事業者に対応した表示がされることを確認する。

5 救済網に接続した状態で緊急通報を行う機能

(一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。

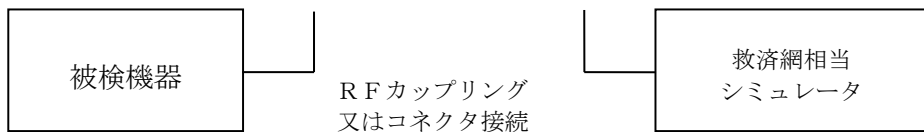


③ 測定手順は、以下のとおりとする。

- ① 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
- ② 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
- ③ 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。
- ④ 救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のSIP番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。
- ⑤ 被検機器が具体的な緊急通報の接続先にIMSIの情報を含んだ発信を行い接続することを確認する。

6 救済網に接続した状態で、規制状態であっても緊急通報を行う機能

- ① 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。
- ② 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



③ 測定手順は、以下のとおりとする。

- ① 被検機器に挿入されたUSIM内のACを確認する。ただし、被検機器がUSIMを持たない場合には被検機器に登録されているACを確認する。
- ② 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
- ③ 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
- ④ ①によって確認したACより高いクラスのACに対する救済網に係る規制情報（ACB（Access Class Barring）及びSSAC（Service Specific Access Control）に関するもの）を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。
- ⑤ 被検機器が発信しないことを確認する。
- ⑥ 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

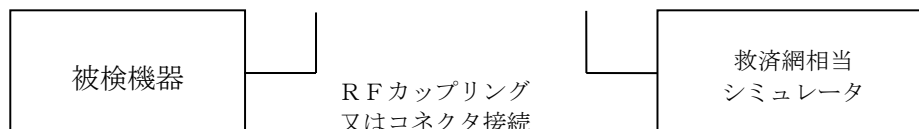
(7) 救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のSIP番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(8) 被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

7 救済網に接続した状態で発信電話番号通知設定又は非通知設定で緊急通報を行う機能

(一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

(1) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。

(2) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。

(3) 被検機器から184又は186を電気通信番号規則別表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加して緊急通報を発信する操作を行う。

(4) 救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のSIP番号（380）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(5) 被検機器から緊急通報を発信する操作を行う。

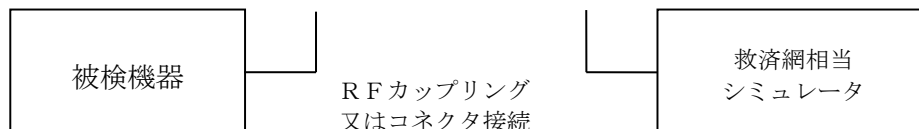
(6) 救済網相当シミュレータから被検機器へ専用のSIP番号（403）及び具体的な緊急通報の接続先を送信する。

(7) 被検機器が具体的な緊急通報の接続先に接続することを確認する。

8 救済網における重要通信の確保

(一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。

(二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

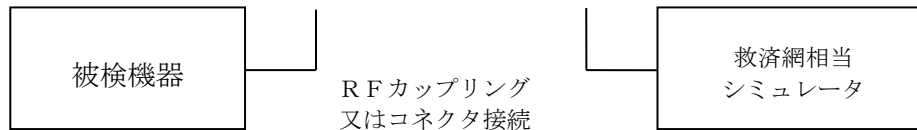
(1) 被検機器に挿入されたUSIM内のACを確認する。ただし、被検機器がUSIMを持たない場

合には被検機器に登録されているACを確認する。

- (2) 救済網相当シミュレータから救済網での待受を許可する報知情報を含む信号を送出する。
- (3) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続することを確認する。
- (4) (1)によって確認したACより高いクラスのACに対する救済網に係るACBに関する規制情報を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。
- (5) 被検機器が発信しないことを確認する。
- (6) 救済網に係るACBに関する規制情報を解除し、(1)によって確認したACより高いクラスのACに対する救済網に係るSSACに関する規制情報を、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。
- (7) 被検機器が音声信号を発信しないこと及びデータ信号を発信することを確認する。
- (8) 救済網に係るSSACに関する規制情報を解除し、救済網相当シミュレータの報知情報によって報知する。
- (9) 被検機器が発信することを確認する。

9 再送抑制

- (一) 測定用機器は、救済網相当シミュレータとする。
- (二) 測定回路ブロック図は、以下のとおりとする。



(三) 測定手順は、以下のとおりとする。

- (1) 被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。
- (2) 救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。
- (3) 被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。
- (4) 被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網での待受を求める信号を送出する。
- (5) 救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号を再送間隔を含めずに送出的る。
- (6) 被検機器が、当該被検機器の持つ再送間隔の間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。
- (7) (4)から(6)までと同じ手順を4回繰り返して行う。
- (8) (7)の後、被検機器が12分間救済網での待受を求める信号を再送しないことを確認する。

る。 (9) 被検機器が救済網相当シミュレータに接続し、被検機器から救済網相当シミュレータへ位置登録の更新を求める信号を送出した場合について、(1)から(3)までと同様の手順で確認を行う。 (10) 被検機器から救済網相当シミュレータへ救済網への接続を求める信号を送出する。 (11) 救済網相当シミュレータが信号を受け取った後、被検機器へ拒否する旨の信号及び再送間隔を送出する。 (12) 被検機器が救済網相当シミュレータから指定された再送間隔の経過後救済網での待受を求める信号を再送し、救済網相当シミュレータに接続することを確認する。	
備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体にわたって下線は付記される。	